

## 平成 30 年 3 月 26 日 中央教育審議会大学分科会将来構想部会 制度・教育改革ワーキンググループ（第 12 回）での主なご意見

### < 教学マネジメントに係る指針の整備について >

- ・ これまで大学の自主的な努力に任せていたことについて、一定の基準をもって指標を作るという提案であり、大学の態度が今のままで良いのかという点で必要な議論。
- ・ 大学が自主的、自覚的に改革できるような内容にすることが重要。どのようにして大学にそのように自覚させて、自らの改革を実現していくよう動かせるかが重要。
- ・ 大学の一番の目的である教育の質向上に、マネジメント改革も、ガバナンス改革も、リーダーシップも収斂されてきており、その構造全体が大学に分かるような、そのような自覚的な改革を促していかなければ大学の評価は高まっていかないということを、まとめる際には強調すべき。
- ・ 各指標の教学的な意味について、各教員が理解し大学改革につながるという意識を持てるかどうか重要。
- ・ 大学教員間にこのようなことをやらなければいけないという共通の認識がないため、どのようにして教員の意識と前向きな姿勢を引き出すかが課題。個々の教員の意識に踏み込んだ抜本的な改革が必要。
- ・ 短期大学など学士課程以外の課程の教学マネジメントの在り方を踏まえたものとする必要があるのではないか。
- ・ 日本学術会議の参照基準が策定されたが、ほとんど使用されていない。これをどのように生かしていくかは、教学マネジメントがどのように生きていくかという点からも非常に重要な課題。
- ・ 高大接続答申では、カリキュラムポリシーは、内容と方法と評価という三つの分け方をしている。教育方法の項目が膨らんで見えるが、例えば、成績評価の適切な運用や学生個人の成績の評価は教育評価の内容であり、柱立ては今までの答申を踏まえた整理にした方が良い。

## <学修成果の可視化と情報公開について>

- ・ 教育成果の可視化は、大学教育全体の質の保証をどうするかという論点の中の一つにすぎないため、その点はきちんと記載すべき。また、教育成果の可視化は、数量化や定量化が難しい世界であり、そのような点を考慮する必要。
- ・ 義務化すれば当然各大学は対応策をとって、結局、形骸化した取組になってしまいかねないので、何を義務化し何を推奨とするのかの切り分けを改めて議論する必要。
- ・ 学修成果の把握を義務付ける項目として、成長実感、満足度、意欲があるが、これらは主観的な評価であり、このような主観的な情報の把握を義務付けるというのは対応策をとられやすい。なおかつ、その結果の公表を義務付けるということになると、学生や大学に様々な混乱が起きる可能性。
- ・ 学生は大学生活に関する満足度は高いが、成長実感は聞き方によってはかなり落ちる。ガイドラインの策定の際には、満足度と成長実感を区別して検討をすべき。
- ・ （留年率や中途退学率などの）情報公開の項目を検討するにあたっては、学士課程しか想定されていないと思われるが、今後大学院に展開していくことを考えると、単位累積加算制や社会人の学び直しの観点から、長期就学や社会人学生の比率等も視野に入れた形で設計しておく必要がある。